第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

氏名 （法人にあっては名称）	トーヨーエイテック株式会社
住所	広島市南区宇品東5-3-38
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 6 年度

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

該当する事業者の要件	☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者） ☑ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者） ☐ ⑶特定事業者以外の事業者

２　事業の概要

事業者の業種	金属工作機械製造業 （主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 2661 ）
事業の概要	工作機械および自動車部品の製造・販売および表面処理事業

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

①エネルギー管理統括者の下、各事業部に推進責任者と推進ﾘｰﾀﾞｰを置き活動推進。
②環境事務局を置き、各事業部の活動を支援＆取りまとめ実施。
②環境マネジメントシステム活動および一般業務とリンクした上記活動の推進。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量(*5)	7,224　t-CO_2	7,080　t-CO_2	2.0　%
温室効果ガス みなし排出量(*6)		7,080　t-CO_2	2.0　%
目標設定の考え方	省エネ法の努力目標である「年平均１％削減」を参考とし、それを目指す。		

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

事業分類	基準年度の実績 a 令和 6　年度	計画期間の目標 b 令和7～令和9年度 （平均値）	削減量の対基準年度比 ((a-b)/a)×100
			%
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方			

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

１．電気使用量節約（ＬＥＤ化、不要時消灯、インバータ化、メンテナンスによる性能維持など）

２．蒸気使用量の節約（配管のメンテナンス強化、利用機器の運用管理など）

３．ガス使用量の節約

４．圧縮空気使用量節約（配管のメンテナンス強化など）

５．社用車燃料節約（燃費向上）

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

特になし

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

・資源の有効活用を図ると共に、埋立処分廃棄物量を削減する。
・省エネルギーを推進し、地球温暖化防止に寄与する。
・環境改善対策を推進する。
・事業活動に関わる人々の環境意識の高揚と、部門自主管理を推進する。
・環境保全活動をとおして、地域社会との共生を図る

５　その他の取組

・エネルギー管理員資格取得を推進し、法令要求事項への対応を図る。
・環境会議で各部門のエネルギー削減計画と実績を報告し、社員の意識啓発を行う。
・廃棄物の分別処理を確実に行う。
・グリーン購入に務める。

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	トーヨーエイテック株式会社　本社
事業所の所在地	広島市南区宇品東５丁目３番３８号
事業所の業種	金属工作機械製造業
事業の概要	工作機械および自動車部品の製造・販売および表面処理事業

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	7,224　$t\text{-}CO_2$	7,080　$t\text{-}CO_2$	2.0　%
温室効果ガス みなし排出量		7,080　$t\text{-}CO_2$	2.0　%
目標設定の考え方	省エネ法の努力目標である「年平均１%削減」を参考とし、それを目指す。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

１．電気使用量節約（ＬＥＤ化、不要時消灯、インバータ化、メンテナンスによる性能維持など）

２．蒸気使用量の節約（配管のメンテナンス強化、利用機器の運用管理など）

３．ガス使用量の節約

４．圧縮空気使用量節約（配管のメンテナンス強化など）

５．社用車燃料節約（燃費向上）

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

特になし

２　その他の取組

・エネルギー管理員資格取得を推進し、法令要求事項への対応を図る。
・環境会議で各部門のエネルギー削減計画と実績を報告し、社員の意識啓発を行う。
・廃棄物の分別処理を確実に行う。
・グリーン購入に務める。